

(R7.4.1 作成)

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に係る「初回加算」および「委託連携加算」
の算定基準について

当該加算について、以下のとおり基準(考え方)を整理しましたので、業務の参考としてください。

(令和7年4月から適用とします)

※厚生労働省から解釈通知が発出された場合は、当該通知に基づき変更が生じる場合がありますのでご了承ください。

○初回加算について

【算定要件】 過去2か月以上、介護予防支援費、介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合で、新たにケアプラン(アセスメント実施を含む)を作成した場合。

○委託連携加算について

地域包括支援センターが委託する利用者のケアプランについて、委託時における居宅介護支援事業所との適切な情報連携等を評価する加算。

原則、利用者1人につき1回、当該委託を開始した日に属する月に算定可能。(※ただし、下記の算定要件を満たしていることで再算定が可能な場合があります。)

【算定要件】 契約書を取り交わし、委託を開始すること。

委託先へ利用者に係る必要な情報「基本情報」「介護認定調査票」「主治医意見書」等を提供し、当該事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合。

(初回加算・委託連携加算算定パターンの例)

想定されるパターン	初回加算	委託連携加算
①新規利用で包括から居宅へ委託を開始する場合	○算定可。	○上記算定要件を満たしていること。
②要介護⇒要支援になった場合。	○算定可。 ケアプランを新たに作成するに当たり、新たなアセスメント等を要することを評価したものであるため。	○算定可。 但し、契約から改め、ケアプラン等を一連の流れに沿って作成もしくは変更していること。 及び、上記算定要件を満たし適切に包括と連携していること。

③要支援⇒事業対象者 事業対象者⇒要支援	×算定不可。要支援者又は事業対象者に対してケアプランを作成することは、要支援者(事業対象者)に対してケアプランを作成することと同等であるため。	×算定不可。 算定要件を満たさないため。
④要支援⇒要介護⇒再度要支援	○算定可。 ケアプランを新たに作成するに当たり、新たなアセスメント等を要することを評価したものであるため。	○算定可。 但し、契約から改め、ケアプラン等を一連の流れに沿って作成もしくは変更していること。及び、算定要件を満たし、適切に包括と連携していれば再算定可。
⑤要支援⇒自立⇒要支援	○算定可。 上記と同様。	○算定可。 上記と同様。
⑥地域包括支援センターが担当していた利用者を翌月からA居宅介護支援事業所へ委託した場合	×算定不可 利用が2か月空いておらず、ケアプランを引き継いでいるため。	○算定可。 上記と同様。
⑦委託先の居宅介護支援事業所を変更したとき。 A事業所⇒B事業所	×算定不可。 利用が2か月空いておらず、ケアプランを引き継いでいるため。	○算定可 地域包括支援センターと新たに契約を結び、上記算定要件を満たし、適切に包括と連携していれば再算定可。
⑧居宅介護支援事業所の事業所番号が変更した場合。	×算定不可。 利用が2か月空いておらず、ケアプランを引き継いでいるため。	○算定可。 (但し、事業所の住所、名称、管理者の変更等は算定不可) 地域包括支援センターと新たに契約を結び、上記算定要件を満たし、適切に包括と連携していれば再算定可。

⑨ケアマネジャーが移籍により居宅介護予防支援事業所を変更する場合。	×算定不可。 利用が2か月空いておらず、ケアプランを引き継いでいるため。	○算定可。 地域包括支援センターと新たに契約を結び、上記算定要件を満たし、適切に包括と連携していれば再算定可。
⑩委託先の指定居宅介護支援事業所内で担当ケアマネジャーを変更した場合	×算定不可。	×算定不可。
⑪委託契約から直接契約になった場合(※1)	○算定可。 但し、事業所変更を機に、ケアプランの見直しを行う場合。	×算定不可。
⑫直接契約から委託契約になった場合(※2)	○算定可 但し、事業所変更を機に、ケアプランの見直しを行う場合。	○算定可 地域包括支援センターと新たに契約を結び、上記算定要件を満たし、適切に包括と連携していれば再算定可。
⑬転居などで担当する地域包括支援センター(保険者)が変更になった場合	○算定可	○算定可

※1 地域包括支援センターからの委託契約から、指定介護予防支援事業所の直接契約になった場合。

※2 指定介護予防支援事業所の直接契約から、地域包括支援センターの委託契約になった場合。